

さっぽろ圏奨学金返還支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 札幌市は、さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン掲載事業として、札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町（以下「圏域」という。）の産業を担う人材を確保し、及びその人材の圏域への定着を促進するため、圏域内の中小企業等の事業所に勤務し、奨学金を返還する者に対して、予算の範囲内において当該奨学金の返還を支援する補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年6月29日訓令第24号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大学等

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程を置くものに限る。）その他これらに準ずる教育施設として札幌市長（以下「市長」という）が認めるものをいう。

(2) 大学生等

大学等に在籍する者をいう。

(3) 奨学金

独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する学資貸与金その他地方公共団体等が大学生等に対して学資として貸与する資金で市長が認めるものをいう。

(4) 中小企業等

次に掲げるもののうち圏域内に事業所を有するものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号の会社をいう。）、個人事業主及び市長が認める士業法人

イ 保育士及び保育教諭並びに幼稚園教諭（一時預かり事業に従事する者に限る。）を採用する法人であって、社会福祉法人、学校法人その他市長が認めるもの

ウ ア及びイに掲げるもののほか、常時雇用する従業員が100人以下の法人。ただし、社会福祉法人その他法令上寄附が制限されている法人並びに札幌市認定特定非営利活動法人及び札幌市特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人を除く。

(支援対象者の認定)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、次の各号に掲げる要件を満たすことについて、市長の認定を受けなければならない。

(1) 以下のいずれかに該当すること。

ア 大学生等で当該募集年度に卒業見込みであること。

イ 当該募集年度において大学等を卒業した年度から三年度を経過しておらず、かつ、認定を受けようとする時点において北海道外に住所を有している者であること。

(2) 期間の定めがない労働契約に基づき、事業所（北海道内に所在するものに限る。）において勤務していないこと。

- (3) 第6条の規定による認定を受けた中小企業等（以下「認定中小企業等」という。）と期間の定めがない労働契約を締結し、当該認定中小企業等の事業所（圏域内に所在するものに限る。）において勤務する予定であること。
- (4) 奨学金を返還し、又は返還する予定であること。
- 2 前項の認定を受けようとする者は、さっぽろ圏奨学金返還支援補助金支援対象者認定申請書（以下「支援対象者認定申請書」という。）（様式1）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 認定中小企業等に勤務する予定であることが確認できる書類
- (2) 奨学金の借入総額、残額が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、前項の規定により支援対象者認定申請書が提出された場合において当該申請書を提出した者が第1項各号に掲げる要件を満たすと認めるときは、選考により支援対象者を認定し、その旨をさっぽろ圏奨学金返還支援補助金支援対象者認定通知書（様式2）により通知するものとする。なお、同項各号の要件を満たすことが認められないとき又は選考により支援対象とならないときは、その旨を「さっぽろ圏奨学金返還支援補助金支援対象者の選考結果について」（様式2の2）により通知するものとする。

（支援対象者の届出）

- 第4条 前条の認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。
- (1) 認定を辞退しようとするとき。
- (2) 認定中小企業等を退職したとき。
- (3) 大学生等が留年、休学、退学をしたとき。
- (4) 奨学金の全部の返還が免除されたとき。
- (5) 氏名の変更があったとき。
- (6) さっぽろ圏域をまたぐ転出入があったとき。
- 2 前項の規定による届出をしようとする者は、さっぽろ圏奨学金返還支援補助金認定支援対象者届出書（様式3）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（支援対象者の認定の取消し）

- 第5条 市長は、第3条の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条の認定を取り消し、その旨を「さっぽろ圏奨学金返還支援補助金支援対象者の認定取消しについて」（様式4）により通知するものとする。
- (1) 前条第1項第1号から第4号までに掲げる要件に該当したとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

（中小企業等の認定）

- 第6条 中小企業等は、次の各号に掲げる要件を満たし、市長の認定を受けなければならない。
- (1) 本市に対して補助金の費用に充てるための寄附（市長が定める額に限る。）をする予定であること。ただし、社会福祉法人その他法令上寄附が制限されている法人を除く。
- (2) 奨学金を返還し、又は返還する予定である大学生等を勤務させる事業所（圏域内に所在するものに限る。）を有すること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っている者でないこと。
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業（同項第4号及び第5号に掲げる営業を除く。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている者でないこと。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと。
 - (7) 市税を滞納している者でないこと。
 - (8) 労働基準法、職業安定法その他法令に違反していないこと。
- 2 前項の認定を受けようとする中小企業等は、さっぽろ圏奨学金返還支援事業認定企業申請書（様式5）にて申請しなければならない。
 - 3 市長は、前項の規定により申請があった場合において当該申請をした中小企業等が第1項各号に掲げる要件を満たすと認めるときは、同項の認定のうえ、さっぽろ圏奨学金返還支援事業認定企業通知書（様式6）により通知するものとする。

（中小企業等の届出）

- 第7条 前条の認定を受けた中小企業等（以下「認定中小企業等」という。）が次の各号に掲げる要件に該当したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。
- (1) 前条第1項第2号の事業所を閉鎖したとき。
 - (2) 前条第1項第2号の事業所を圏域外へ移転したとき。
 - (3) 第2条第4号に掲げる中小企業等の定義に該当しなくなったとき。
 - (4) 奨学金を返還し、又は返還する予定である大学生等の採用を見合わせる時。
- 2 前項の規定による届出をしようとする認定中小企業等は、さっぽろ圏奨学金返還支援補助金認定中小企業届出書（様式7）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（中小企業等の認定の取消し）

- 第8条 市長は、認定中小企業等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消し、その旨を「さっぽろ圏奨学金返還支援事業認定企業の認定取消しについて」（様式8）により通知するものとする。
- (1) 前条第1項第1号から第4号までに掲げる要件に該当したとき。
 - (2) 本市に対して補助金の費用に充てるための寄附（市長が定める額に限る。）を行わなかったとき。ただし、社会福祉法人その他法令上寄附が制限されている法人を除く。
 - (3) 第6条第1項第3号から第8号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
 - (4) その他市長が必要と認めるとき。

（補助金の交付要件）

- 第9条 補助金は、次の各号に掲げる要件を満たす者に対し、交付することができる。
- (1) 認定中小企業等に勤務する前に第3条の規定による認定を受けていること。
 - (2) 認定中小企業等と期間の定めがない労働契約を締結し、初回の補助金交付申請時点において入社以降同じ当該認定中小企業等に1年以上（2回目は2年以上、3回目は3年以上）勤務していること。なお、グループ会社間の転籍等で、転籍先も認定中小企業等である場合は、同一の認定中小企業等に勤務しているものとみなす。

- (3) 第13条の規定による補助金の交付決定及び額の確定をするまで、勤務する中小企業等の認定が継続していること。
- (4) 圏域内に居住すること。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。
- (5) 対象期間において、奨学金の返還額に自己負担が生じており、引き落とし又は支払が発生していること。
- (6) 申請手続きに際し、本市が定めた期限を遵守し、必要書類を提出していること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団に關与していること。
 - イ 市税（個人の市民税（地方税法第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。）、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税をいう。）を滞納していること。

（補助金の交付期間）

第10条 市長は、第13条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対して、交付決定者が最初に補助金を受けた日から2年経過後、最初の3月31日まで補助金を交付することができる。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

（補助金の額等）

第11条 補助金は、交付決定者が借り入れた奨学金のうち、さっぽろ圏内に居住していた期間の返還額を限度として、交付することができる。ただし、年額180,000円、総額540,000円を超えることはできない。

（補助金交付の申請及び実績報告）

第12条 第3条の認定を受けた者は、市長が別に定める期間に、さっぽろ圏奨学金返還支援補助金交付申請書兼請求書（様式9）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出し、補助金交付の申請をすることができる。

- (1) 大学等の卒業を証する書類（初回申請時のみ。）
- (2) 在職証明書（様式10）
- (3) 住民票（発行後3月を経過しないものに限る。コピー可。）
- (4) 対象期間における奨学金の引き落とし額又は支払額が確認できる書類の写し（通帳又は領収書の写し）
- (5) 補助金の振込先を確認できる書類（通帳の写し等）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付の決定及び額の確定）

第13条 市長は、前条の申請があつた場合において、当該申請に係る書類等の審査及び調査等により、当該申請をした者が第9条各号の要件を満たすと認めるときは、補助金の交付決定及び額を確定し、その旨をさっぽろ圏奨学金返還支援補助金交付決定金額通知書（様式11）により行うものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、第13条の規定による補助金の交付決定を受けた者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたと認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消した部分に関し、既に補助金を交付しているときは、その返還を求めることができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、経済観光局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年（2022年）9月1日から施行する。

この要綱は、令和5年（2023年）9月15日から施行する。

この要綱は、令和8年（2026年）4月1日から施行する。